

③ 沖縄障害者職業センター

障害者雇用の専門的機関として障害者と事業主を支援しています。

民間企業への就職または復職を希望する障害者に対する職業評価や就職支援のほか、事業主の皆様に対し、採用計画立案から雇用管理に至るまでの雇用における各段階において個別のニーズに応じて相談支援を行っています。

【事業主に対する支援】

- 雇入れ支援
- 助言、社員への研修・啓発、職場実習
- 雇用継続支援
- ジョブコーチ支援、職場復帰のコーディネート、リワーク支援
- 情報提供
- 雇用管理サポート事業、事業主支援ワークショップ、事例紹介

●問い合わせ先：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
沖縄支部 沖縄障害者職業センター



④ 特別支援学校

卒業後の職業自立に向けて頑張っています。

県内には、軽度の知的障害がある生徒のための高等支援学校が5校、その他16校の特別支援学校があり、障害がある生徒たちが、卒業後の自立や社会参加に向け、さまざまなカリキュラムに取り組んでいます。各学校では、就業体験（職場実習）や、企業向けの学校見学会などを行っています。

●問い合わせ先：沖縄県教育庁県立学校教育課

⑤ 就労移行支援事業所

一般企業で働きたい障害者が訓練をしています。

障害のある方の一般企業への就職をサポートする、障害福祉サービスの事業所です。県の指定を受けた社会福祉法人やNPO法人などが運営しており、県内には、96事業所（平成30年4月1日現在）があります。仕事に関する知識や能力の向上を目指した訓練、職場実習や就職先の開拓といった求職活動や、就職後の定着に対する支援を行っています。

●問い合わせ先：沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課

企業に対する主な支援策

助成金等	内 容	お問い合わせ
特定求職者雇用開発助成金	障害者などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（一般被保険者）として新たに雇い入れる事業主に対して資金相当額の一部を助成するものです。	●管轄のハローワーク ●沖縄助成金センター
職場適応訓練	障害者などの一般的に就職が困難な方を作業環境に適応させることを目的に職業訓練を実施し、訓練終了後は当該事業所で雇用することを目的とした制度です。訓練期間は6ヶ月、訓練期間中は、事業主に対して、訓練委託費（訓練生 1 名につき月額 24,000 円）が支払われます。	●管轄のハローワーク ●沖縄県商工労働部雇用政策課
障害者トライアル雇用助成金	ハローワーク等の紹介により、障害者を原則3ヶ月間（精神障害者は6ヶ月以上12ヶ月以内、ただし、助成金の対象期間は最大6ヶ月）試行的に雇用することにより、適正な能力を見極め、継続雇用へのきっかけ作りを図ります。実施事業所には対象労働者1人につき、1ヶ月当たり4万円が最大3ヶ月（精神障害者の場合は、8万円×3ヶ月、その後4万円×3ヶ月）支給されます。	●管轄のハローワーク
納付金制度による雇用助成金、報奨金の支給	●常用労働者が100人を超える事業主 障害者雇用率（2.2%）を超えて障害者を雇用している場合・・・2.2%を超えて雇用している障害者一人当たり月額27,000円を支給 ●常時雇用している労働者数が100人以下の事業主 各月の雇用障害者数の年間割合が一定数を超えて障害者を雇用している場合・・・一定数を超えて雇用している障害者一人あたり月額21,000円を支給（一定数・・・各月の常時雇用労働者数の4%の年間割合数又は72人のいずれか多い数）	●（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄支部高齢・障害者業務課

法定雇用率とは？

事業主は、従業員に占める障害者の割合を「法定雇用率」以上としなければならないこととなっています。（障害者雇用促進法43条第1項）
従業員45.5人以上の事業主は、毎年6月1日現在の障害者の雇用に関する状況をハローワークに報告する義務があります。

●問い合わせ先：沖縄労働局職業安定部職業対策課
管轄のハローワーク

●法定雇用率（平成30年4月1日現在）

事業主区分	法定雇用率
民間企業	2.2%
国・地方公共団体	2.5%
教育委員会	2.4%

納付金制度とは？

雇用率未達成企業から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者雇用促進等を図るための助成金を支給しています。

常時雇用している労働者の数が100人を超える事業主は、障害者雇用納付金の申告が必要です。そのうち、法定雇用率未達成の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて障害者雇用納付金の納付が必要です。

●問い合わせ先：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄支部 高齢・障害者業務課

障害者雇用関係機関一覧

	問い合わせ先	所在地	電話	FAX
障害者就業・生活支援センター（ナカボツセンター）	ティード&チムチム（北部）	名護市宇字茂佐の森1-17-9	0980-54-8181	0980-54-3287
	にじ（中部）	沖縄市諸見里1-10-17	098-931-1716	098-931-1726
	かるにあ（南部）	浦添市前田1004-9 2F	098-871-3456	098-871-3221
	みやこ（宮古）	宮古島市平良字下里1202-8	0980-79-0451	0980-75-3450
ハローワーク	どおりむ（八重山）	石垣市宇石垣371 1F	0980-87-0761	0980-87-0760
	那覇	那覇市おもろまち1-3-25	098-866-8609	098-866-0808
	沖縄	沖縄市住吉1-23-1	098-939-3200	098-939-3209
	名護	名護市東江4-3-12	0980-52-2886	0980-52-4091
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部	宮古	宮古島市平良字下里1020	0980-72-3329	0980-73-6834
	八重山	石垣市登野城55-4	0980-82-2327	0980-82-1389
	高齢・障害者業務課	那覇市おもろまち1-3-25 4F	098-941-3301	098-941-3302
	沖縄障害者職業センター	那覇市おもろまち1-3-25 5F	098-861-1254	098-861-1116
沖縄労働局	職業安定部職業対策課	那覇市おもろまち2-1-1 3F	098-868-3701	098-951-3507
	子ども生活福祉部障害福祉課	那覇市泉崎1-2-2 3F	098-866-2190	098-866-6916
沖縄県	教育庁県立学校教育課	那覇市泉崎1-2-2 13F	098-866-2715	098-866-2718

発行元：沖縄県 商工労働部 雇用政策課

沖縄県那覇市泉崎1-2-2 8階
TEL:098-866-2324 FAX:098-866-2349

障害のある方の雇用に 取り組んでみませんか？



共生社会の実現を目指して

沖縄県では、平成26年4月「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が施行され、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる「共生社会」の実現を目指しています。

共生社会では職業生活においても、障害の有無に関わらず能力を発揮する機会を与えられるべきです。障害をもちながらも企業の戦力として活躍する方が増えている一方で、働くことを希望しながらも仕事に就くことができないにいたる障害者の方がまだまだいらっしゃいます。

事業主の皆様、共生社会の実現を目指して、障害のある方の雇用に取り組んでみませんか？

沖縄県

